

## ハラスメントに関する相談

### 「ハラスメント」って何だろう？

相手の人権を脅かす発言や行動をいいます。セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメントをいいます。また、次の例にある行為などをSNS上でおこなうことや、相手が不愉快に思う写真やコメントなどを投稿することも「ハラスメント」にあたります。

#### **セクシャル・ハラスメントの例**

- 相手の身体をじろじろ見ること
- 身体に必要以上に接近したり、触れたりすること
- 性的関係を強要したり、ストーカー行為をすること

#### **パワー・ハラスメントの例**

- 相手の存在を認めないような態度をとること
- 相手の評判を落とすようなことを言いふらかすこと
- そこに居合わせない個人を中傷すること

#### **アカデミック・ハラスメントの例**

- 進級や単位認定に関して不公平・不公正な対応をとること
- 教員が学生の必要書類にみだりに押印を拒否すること
- 指導を名目に、学内外を問わず深夜に呼び出したり、自宅を訪問したりすること

#### **その他のハラスメントの例**

- 飲み会等で参加者に飲酒を強要すること
- 妊娠・出産・育児・介護等を理由として、不当な扱いをすること
- 性的少数者を不当に揶揄して不快感を与えること

### **ハラスメントをおこさないためにはどうしたらいいの？**

不愉快な言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要になります。

親しさを表すつもり言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせる場合があります。

相手との良好な人間関係が出来ていると勝手な思い込みをしないようにしましょう。

ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも明確な意思表示があるとは限りません。拒否の意思表示ができないこともあります。それを同意や合意と勘違いしないようにしましょう。

### ハラスメントの被害を受けたと思う場合には？

一人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。嫌なことは、相手に対して明確に意思表示をしましょう。

まずは、身近な信頼できる人に相談しましょう。

ハラスメントに関する相談をしたい場合は、ハラスメント相談窓口にご相談してください。

被害の内容等（「いつ」「どこで」「何があったか」「何をされたか」など）について記録しておいたり、第三者の証言をしてくれる人を見つけましょう。

あなたは悪くないのですから、自分を責めないようにしましょう。

### 高校の対応

九州文化学園では、ハラスメントに関する対策委員会を設置しています。また、相談員を配置し相談窓口を設置しています。

一人で相談に行きにくいときは、友人など誰かと一緒に来てください。

あなたのプライバシーは、確実に保護されますので心配しないでください。

相談をしたことで、あなたが不利益を受けることはありません。

相談は、面談・電話・eメールで受け付けています。

相談者は、学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則により保護されます。

相談員名及び連絡先は次の通りです。

#### ■ハラスメント相談窓口

	相談員	電話番号	メールアドレス
高校	仁位 俊彦	0956-26-2325	<a href="mailto:t-nii@kyubun.ed.jp">t-nii@kyubun.ed.jp</a>
	松尾 厚志		<a href="mailto:a-matsuo@kyubun.ed.jp">a-matsuo@kyubun.ed.jp</a>
	中村 由紀子		<a href="mailto:y-nakamura@kyubun.ed.jp">y-nakamura@kyubun.ed.jp</a>
	豊澤 直子		<a href="mailto:toyozawa@kyubun.ed.jp">toyozawa@kyubun.ed.jp</a>
専攻科	鶴 尚登	0956-26-2327	<a href="mailto:tsuru@kyubun.ed.jp">tsuru@kyubun.ed.jp</a>
	合田 優子		<a href="mailto:y-gouda@kyubun.ed.jp">y-gouda@kyubun.ed.jp</a>